

NICE WEB 申請システムの申請方法に「電子申請」を追加しました。

NICE WEB 申請システムの申請方法に「電子申請」(電子署名不要)を追加する改定を行いました。
これにより、電子署名をすることなく電子申請が可能になります。

「電子申請」について(「電子署名」との違い)

電子証明書を取得する必要がありません。

「電子申請」を選択した場合は、「電子署名」無しで電子申請が可能となりますので、電子証明書を取得していただく必要はありません。NICE システムのユーザー登録後すぐに申請手続きをすることが可能です。

電子署名が不要となるため、申請作業が簡素化されます。

電子署名の場合は、センターが署名を依頼後、署名依頼一覧から該当物件を表示し、PIN コード入力が必要でしたが、「電子申請」の場合は本申請ボタンをクリックするだけで本申請が完了します。(申請作業が簡素化されます。)

副本データのダウンロード方法が異なります。

電子申請の場合は、副本データが結合されませんのでご注意ください。(下記を参照。)

「電子申請」を選択した場合	「電子署名」を選択した場合
<p>副本データは<u>結合されません</u>。</p> <p>データ結合がされませんので、1物件ごとに該当データを全てダウンロードして保存・管理をしてください。(副本データ以外も登録されています)</p> <ul style="list-style-type: none">ファイル一覧には建築工事届等の副本以外のデータが登録されていますので、それらを除外して副本データとしてダウンロードしていただく必要があります。実際に建築主にお渡ししていただく副本データにダウンロード漏れ等による不足が発生しないようご注意ください。	<p>副本データは<u>結合され1ファイルとなります</u>。</p> <p>副本データは、「申請図書1」の1ファイルのみとなりますのでそちらをダウンロードしてください。(それ以外のファイルは副本データ以外のファイルとなりますので、ダウンロードしていただく必要はありません。)</p> <ul style="list-style-type: none">センター(システム内)で申請書データを1ファイルに結合してから署名依頼を行います。署名、本申請後の副本データ(1ファイル)をダウンロードして建築主にお渡しください。「電子署名」実施による副本データは単一のPDFデータのため、フォルダ作成等をせずそのままのデータにてお渡しいただくことが可能です。ただし、電子署名による申請にはセンター指定の電子証明書を取得していただく必要があります。

「電子申請」による申請方法を選択される場合は、上記の副本データのダウンロード方法の違いをご理解いただいたうえで、申請を行ってください。なお、結合された副本データのダウンロードをご希望の場合は、当面の間、「電子署名」による電子申請に関しても受付も行ってまいりますので、そちらをご選択ください。